

3 「免許登録日」が【改製日】以前の場合

※平成6年の法務省令により、全国の市区町村ごとに戸籍の電算化が行われ、それ以前の戸籍を確認するためには、「改製原戸籍」が必要となりました。「免許登録日」から【改製日】までの間の変更の有無を確認するための書類として改製原戸籍が必要です。

→栄養士名簿訂正・免許証書換え交付申請の際、下記①～③のすべてにあてはまる場合は、戸籍謄（抄）本とともに、改製原戸籍を添付してください。

ただし、「免許登録日」が【改製日】以後の場合、改製原戸籍の添付は不要です。

- ① 戸籍謄（抄）本の「戸籍事項」欄に「戸籍改製」の記載がある。
- ② 改製事由が「平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製」となっている。
- ③ 婚姻等により本籍地都道府県名・氏名等に変更が生じた日が改製日以前である。

《例2》

本籍
氏名
戸籍事項 ① <u>戸籍改製</u>	【改製日】 <u>平成26年1月11日</u> 【改製事由】 ② <u>平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製</u>
戸籍に記載されている者
身分事項 出生
婚姻	【婚姻日】 <u>平成24年6月1日</u>

○同じ都道府県内で本籍地の変更が生じた場合は、栄養士免許の名簿訂正・免許証書換え交付申請の手続きは不要です。

○上記の場合以外にも、追加で書類が必要となる場合は、後日別途ご連絡することがありますので、ご了承ください。